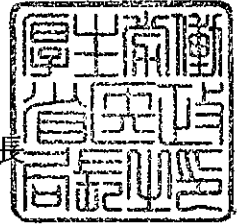




医政発0405第38号  
平成24年4月5日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医療情報連携・保全基盤推進事業実施要綱について

医療情報連携・保全基盤推進事業については、別添「医療情報連携・保全基盤推進事業実施要綱」により行うこととしたので通知する。

なお、この通知は平成24年4月1日から適用し、平成22年3月25日医政発0325第9号「地域診療情報連携推進事業の実施について」は廃止する。

おって、平成23年度以前に交付された国庫補助金に対する事業の取り扱いについては、従前の例によるものとする。

なお、貴管内市町村及び医療機関等に対する周知につき配慮願いたい。



## 医療情報連携・保全基盤推進事業実施要綱

### 1. 概要および目的

この事業は、医療機関の主要な診療データを外部に保存することで、災害など非常時のバックアップとするとともに、連携医療機関相互でデータの閲覧を可能とすることにより、災害などの非常時に過去の診療情報による継続した医療の提供及び質の高い地域医療連携の推進を図ることを目的とする。

### 2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、その他厚生労働大臣が認める者とする。

### 3. 事業内容

地域医療連携において中核的な役割を担う病院などの安全な地域に、標準的な形式でデータを保存するデータ蓄積サーバーを開発・導入し、連携する医療機関で利用している情報システム（電子カルテシステムやオーダーリングシステムなど。以下「既存システム」という。）と接続し、各医療機関から送られるデータを蓄積する。

これにより、連携する医療機関で、診療情報を相互に参照することを可能とし、医療情報連携の緊密化を図る。また、医療機関の診療情報を外部の安全な地域に保存することで、災害など非常時の情報参照源としても活用することが可能となるものである。

### 4. 整備対象

#### (1) システム導入に関する経費

- ① 地域医療連携での情報共有に必要なサーバーシステムを導入するために必要な経費。  
(サーバー等機器導入費、システム設計・開発費、ネットワーク構築費、取付工事料を含む)
- ② ①のサーバーに用いる無停電装置に必要な経費。
- ③ 既存システムを、①のサーバーへ対応させるための改修経費。

#### (2) 整備対象外

- ① 維持・管理費は対象としない。
- ② 情報システムの導入または更新にかかる経費は対象としない。

### 5. 導入システムの規格等

- (1) 医療機関間で患者の診療情報を共有するにあたっては、各医療機関の情報システムから電子的診療情報をサーバーへ送信し、サーバー側で別途保存・管理する方式とすること。
- (2) サーバーでの診療情報の保存・管理には、厚生労働省が平成18年度に行った「厚生労働省電子的診療情報交換推進事業」によるSS-MIX、またはその改版であるSS-MIX2（仮称）で提唱された「標準化ストレージ」の仕組みを用いること。
- (3) 当事業により整備されるシステムにおいては、他システムとの間の場合も含め、情報交換する際の規格として、厚生労働省標準規格および厚生労働省委託事業における用語／コード標準化委員会の開発方針に基づいた標準マスター（病名、手術・処置名、医薬品、臨床検

査、医療材料、症状・所見、画像検査名、看護用語、歯科分野)のうち該当するものを使用すること。

なお、厚生労働省標準規格は「保健医療情報標準化会議」の提言等を踏まえ適宜更新していくものであるため、最新の状況を確認するよう留意すること。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuu/johoka/>

厚生労働省委託事業における標準マスターは、一般財団法人医療情報システム開発センターのウェブサイトに掲載されている。

[http://www.medis.or.jp/4\\_hyojyun/medis-master/index.html](http://www.medis.or.jp/4_hyojyun/medis-master/index.html)

- (4) 医療機関間の患者IDの対応付けには、IHE統合プロフィールPIX/PDQを、また監査証跡・ノード認証・時刻整合性維持には、IHE統合プロフィールATNA/CTを用いるなど、可能な限り特定のベンダーに依らない方法を検討すること。
- (5) 診療情報提供書等を電子的に作成・交換する場合は、保健医療福祉分野で適用される公開鍵基盤 (HPKI) による電子署名を行うこと。

## 6. その他

- (1) 最新の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。患者の診療情報を共有する場合、患者本人の同意を得ること。
- (2) 利用者の職種等によって参照可能範囲や期間を限定するなど、アクセス権限のあり方に十分な配慮をすること。
- (3) 非常時の参照方法については、平常時とは異なる状況であることを考慮して別途設計し、その運用等も含めて簡潔なマニュアルを作成するなど、非常時を想定した仕組みとすること。
- (4) ITを導入することはあくまでも手段であり、導入自体は目的ではない。IT導入によって改善したい目的を明確にし、そのために必要なシステムを導入することで、長期的運用も含めてコストとメリットのバランスを考慮したシステム導入を行うこと。

なお、IT戦略本部医療評価委員会により「地域医療再生基金におけるIT活用による地域医療連携について」(平成22年1月22日)がまとめられている。これは他事業(地域医療再生計画)に際して作られたものであるが、IT活用による地域医療連携を計画する上で有用な指摘も多く含まれるため、当事業の計画・実施においても参考とされたい。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0125-9a.pdf>